

令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について (報道発表資料)

1. 令和6年分の確定申告状況等について（まとめ）	1
2. 所得税等の確定申告書の申告状況	2
・ e-Tax の利用状況等（トピックス1）	6
・ 自宅からの e-Tax の利用状況等（トピックス2）	7
・ 書かない確定申告の推進（トピックス3）	8
3. 個人事業者の消費税の申告状況	10
4. 贈与税の申告状況	11
5. 参考資料1	13
6. 参考資料2	20

1. 令和6年分の確定申告状況等について（まとめ）

申告所得税及び復興特別所得税^(※)

※ 以下「所得税等」と表記します。

- 申告人員は 2,339 万人（対前年比+0.6%）。
そのうち申告納税額がある方は 517 万人（同▲22.6%）、その所得金額は 51 兆 1,604 億円（同+3.2%）、申告納税額は 4 兆 3,989 億円（同+8.6%）。
- 土地等の譲渡所得の申告人員は 58 万人（同+4.3%）。そのうち所得金額がある方は 39 万人（同+3.4%）、その所得金額は 6 兆 4,993 億円（同+6.8%）。
- 株式等の譲渡所得の申告人員は 118 万人（同+2.3%）。そのうち所得金額がある方は 74 万人（同+13.4%）、その所得金額は 8 兆 854 億円（同+42.7%）。

個人事業者の消費税

申告件数は 212 万件（同+7.5%）、申告納税額は 8,004 億円（同+16.8%）。

贈与税

申告人員は 47 万人（同▲7.0%）。そのうち申告納税額がある方は 33 万人（同▲11.4%）、その申告納税額は 3,935 億円（同+10.9%）。

※ 令和元年分及び令和2年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税の申告・納付期限を延長したこと、令和3年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税については簡易な方法により申告・納付期限を延長できるようにしたことに伴い、本資料における各計数については、令和元～3年分は翌年4月末日まで、平成30年分以前及び令和4年分以降は翌年3月末日までに提出された申告書の情報としています。

2. 所得税等の確定申告書の申告状況

－申告人員は 2,339 万人と、平成 27 年分からほぼ横ばいで推移－

確定申告書の申告人員の状況

所得税等の確定申告書の申告人員は 2,339 万人（対前年比+0.6%）と、平成 27 年分以降ほぼ横ばいで推移しています。

納税人員の状況

確定申告書の申告人員のうち、申告納税額がある方（納税人員）は 517 万人（同▲22.6%）で、その所得金額は 51 兆 1,604 億円（同+3.2%）、申告納税額は 4 兆 3,989 億円（同+8.6%）となっており、前年分と比較すると、人員は減少し、所得金額及び申告納税額は増加しました。

所得者区分別の納税人員の状況

- 事業所得者

納税人員は 118 万人（同▲29.1%）で、その所得金額は 7 兆 4,622 億円（同▲7.2%）、申告納税額は 7,474 億円（同▲3.5%）となっており、前年分と比較すると、いずれも減少しました。

- 事業所得者以外

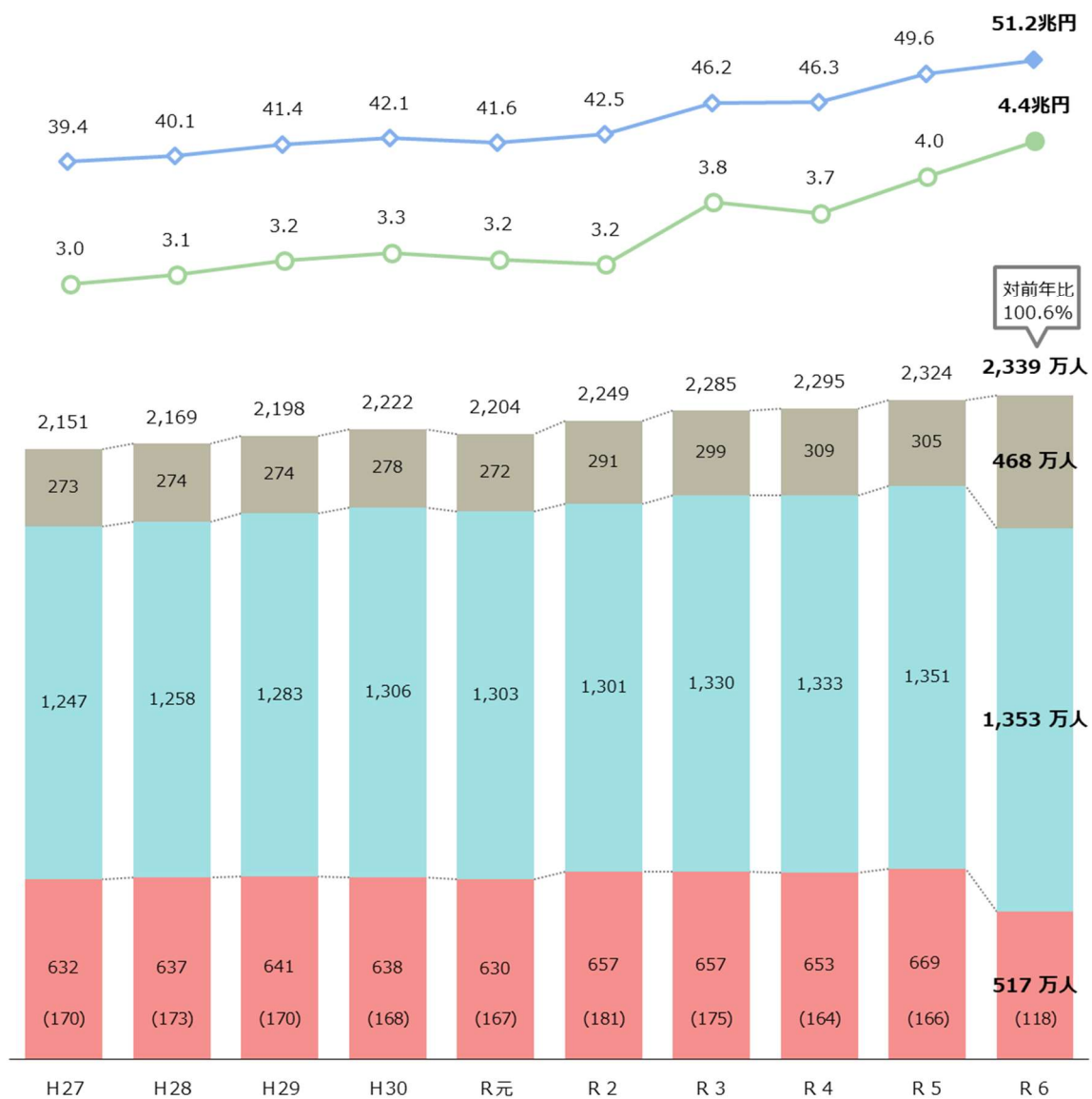
納税人員は 399 万人（同▲20.5%）で、その所得金額は 43 兆 6,982 億円（同+5.3%）、申告納税額は 3 兆 6,515 億円（同+11.5%）となっており、前年分と比較すると、人員は減少し、所得金額及び申告納税額は増加しました。

《所得税等の申告状況の推移》

確定申告書の申告人員

申告納税額がある方 還付申告 申告納税額がない方
 () は、うち事業所得者

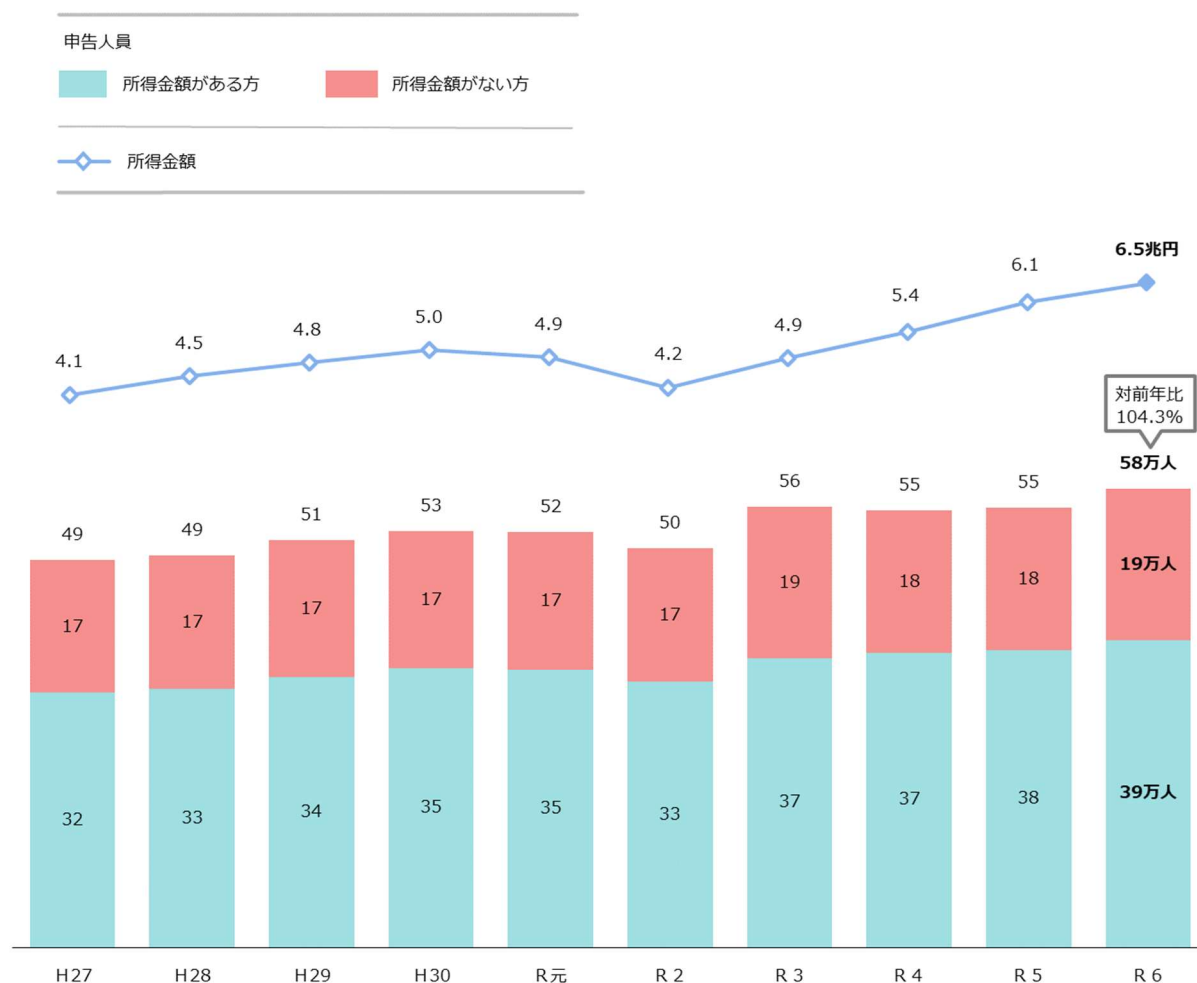
納税人員の
所得金額 申告納税額



土地等の譲渡所得の申告状況

確定申告書の申告人員のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む。）の申告人員は58万人（対前年比+4.3%）です。そのうち、所得金額がある方（有所得人員）は39万人（同+3.4%）と、その所得金額は6兆4,993億円（同+6.8%）となっており、前年分と比較すると、いずれも増加しました。

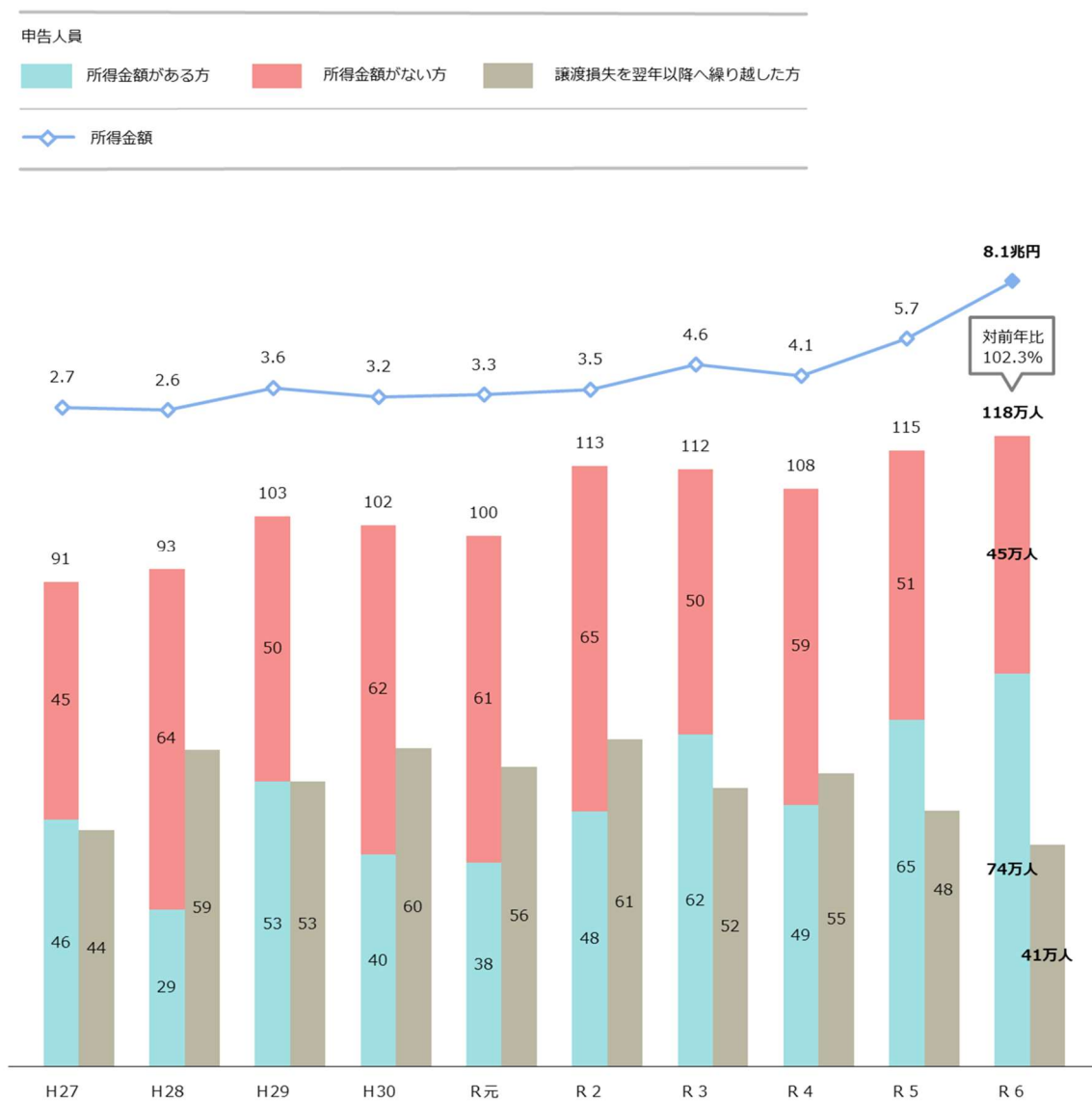
《土地等の譲渡所得の申告状況の推移》



株式等の譲渡所得の申告状況

確定申告書の申告人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は 118 万人（対前年比 +2.3%）です。そのうち、所得金額がある方（有所得人員）は 74 万人（同+13.4%）と、その所得金額は 8 兆 854 億円（同+42.7%）となっており、前年分と比較すると、いずれも増加しました。

《株式等の譲渡所得の申告状況の推移》



e-Tax の利用状況等（トピックス 1）

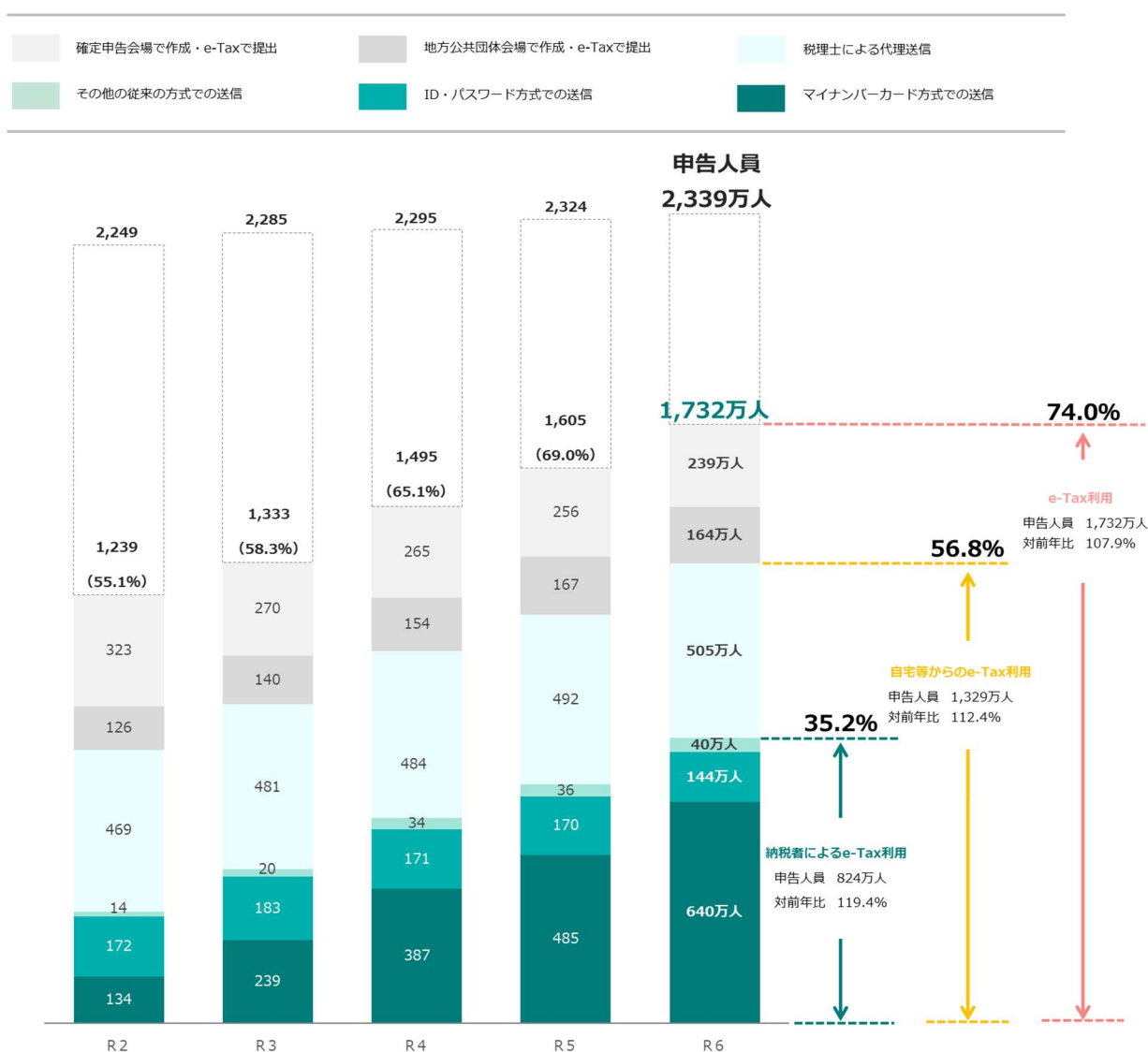
● 申告人員の約 4 人に 3 人は e-Tax で申告

e-Tax の利用による所得税等の確定申告書の申告人員は 1,732 万人（対前年比 + 7.9%）と、前年分から 127 万人増加しました。

所得税等の確定申告書の申告人員 2,339 万人のうち、74.0%が e-Tax で申告しています（申告人員ベース）。

※ e-Tax 送信件数ベースでは 75.7%（集計期間：令和 7 年 1 月から 3 月）。

《e-Tax 利用状況の推移》



※ () 内の数値は申告人員全体に占める e-Tax で申告した割合を示しています。
5. 参考資料 1 の (表 7) 参照。

自宅からの e-Tax の利用状況等（トピックス2）

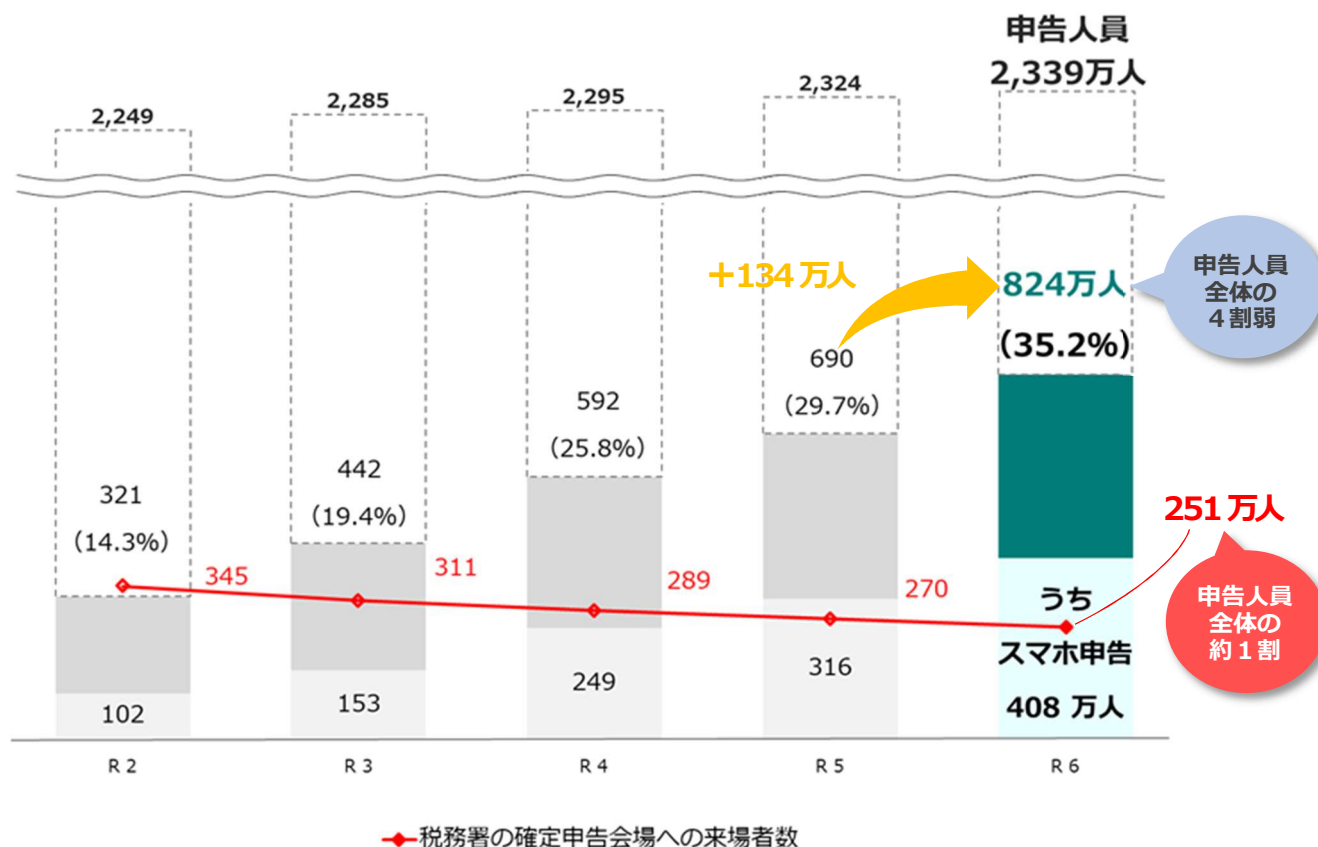
- 申告人員全体の **4 割弱**が納税者ご自身の自宅から e-Tax で申告
- そのうち、**約半数がスマホ**を利用しており、身近なデバイスを利用した申告が拡大
- 確定申告会場に来場して申告された方は**全体の約 1 割**と年々減少

納税者のうち、国税庁HP『確定申告書等作成コーナー』や各種会計ソフトを利用して、自宅から e-Tax で申告した方は 824 万人（対前年比 +19.4%）と、前年分から 134 万人増加し、所得税等の確定申告書の申告人員 2,339 万人のうち、4 割弱（35.2%）が自宅から e-Tax で申告しています。

また、自宅からスマホを利用して e-Tax で申告した方は 408 万人（同 +29.0%）で、前年分から 92 万人増加し、自宅から e-Tax で申告した方の約半数を占めています。

他方、確定申告会場において申告された方は、251 万人と申告人員全体の約 1 割となっています。

《自宅から e-Tax で申告した方の数の推移》



※ () 内の数値は申告人員全体に占める納税者ご自身の自宅から e-Tax で申告した割合を示しています。

5. 参考資料 1 の (表 7) 及び (表 7) の (参考 1) 参照。

書かない確定申告の推進（トピックス3）

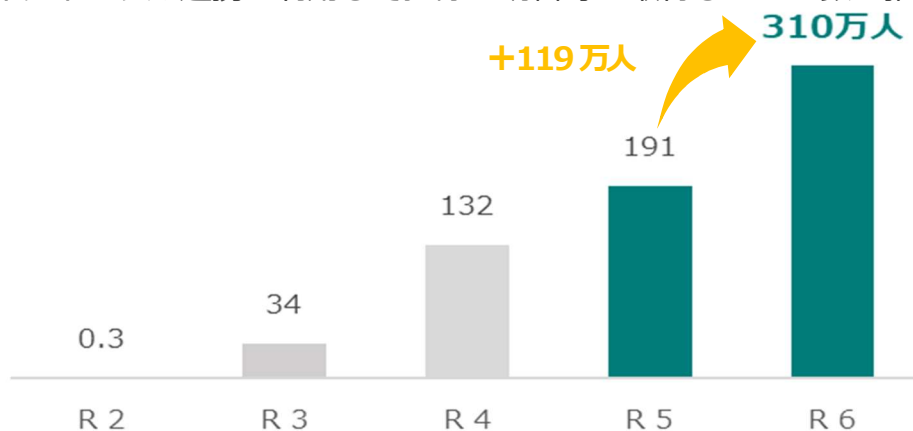
- 国税庁ではマイナポータル連携を利用した「**日本版記入済み申告書（書かない確定申告）**」を推進しているところ、マイナポータル連携の利用者は**310 万人まで拡大**

国税庁では、納税者利便の向上や申告手続の簡便化の観点から、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）をマイナポータル経由で一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能（「マイナポータル連携」）を利用した「日本版記入済み申告書（書かない確定申告）」を推進しているところ、マイナポータル連携の利用者は310万人（対前年比+62.4%）と、前年分から119万人増加しました。

また、マイナポータル連携を利用する前提となるマイナンバーカードを利用した自宅からのe-Tax申告については、640万人（自宅からのe-Taxの約8割）と令和2年分の約5倍に増加しました。

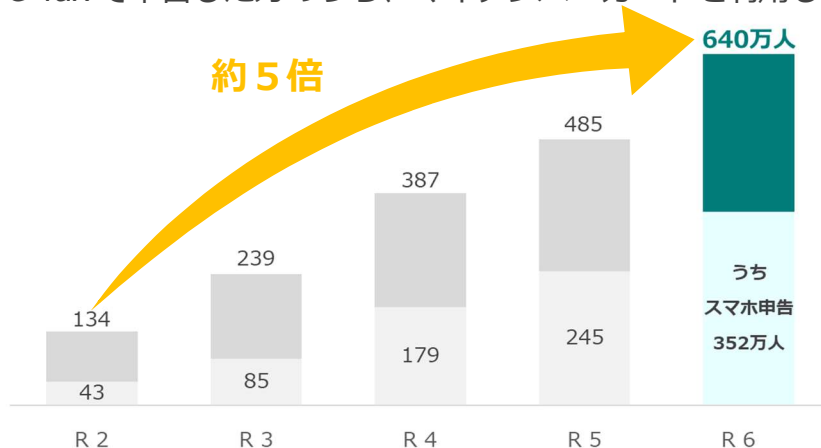
今後、更なる利用の拡大に向けて、広報の充実や機能改善を更に進めてまいります。

《マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移》



※ 5.参考資料1の（表7）の（参考2）参照。

《自宅からe-Taxで申告した方のうち、マイナンバーカードを利用した方の数の推移》

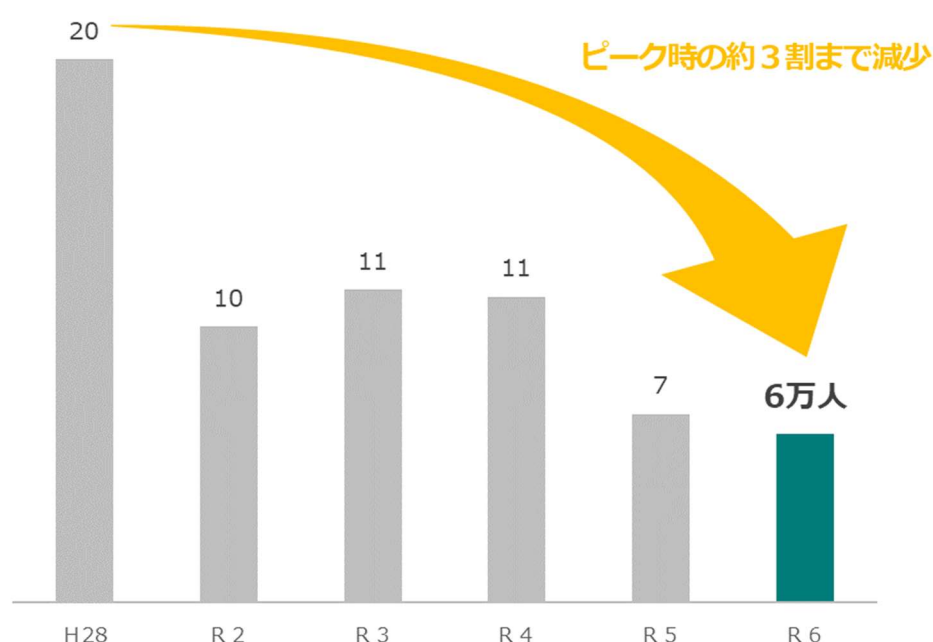


※ 5.参考資料1の（表7）及び（表7）の（参考1）参照。

【参考】確定申告期間中における閉庁日対応

- 国税庁では、「休日に申告相談を行いたい」といった給与所得者を中心とする納税者のニーズも踏まえ、平成 15 年分の確定申告以降、一部の税務署において確定申告期間の日曜日に 2 日間、休日の相談対応（「閉庁日対応」）を実施してきたところです。
- 他方、国税庁では平成 16 年分の確定申告から e-Tax を導入し、この利用拡大に向け、確定申告書等作成コーナーといった申告書等作成ツールやマイナポータル連携を利用した申告に必要な情報の自動入力など、より簡単に申告手続が可能となるよう機能改善を進めてきたほか、国税庁ホームページにチャットボットを搭載するなど、申告に必要な情報へのアクセスを改善し、自宅から申告を行うための環境整備も併せて図ってきました。
- こうした長年の取組もあり、令和 6 年分確定申告においては、約 4 人に 3 人の方が e-Tax で申告していただいております。閉庁日に確定申告会場で申告した方は 6 万人と、ピーク時である平成 28 年分（20 万人）の約 3 割となりました。
- 国税庁では、こうした e-Tax 利用者の増加傾向と閉庁日の来場者数の減少傾向を踏まえ、令和 5 年分確定申告からは閉庁日対応を 2 日から 1 日に縮小するなど、閉庁日対応のあり方について見直しを行っているところであり、今後も、段階的な縮小・廃止の検討を進めていく予定としています。

《閉庁日に来場して申告された方の数の推移》



※ 5.参考資料 1 の（表 9）参照。

3. 個人事業者の消費税の申告状況

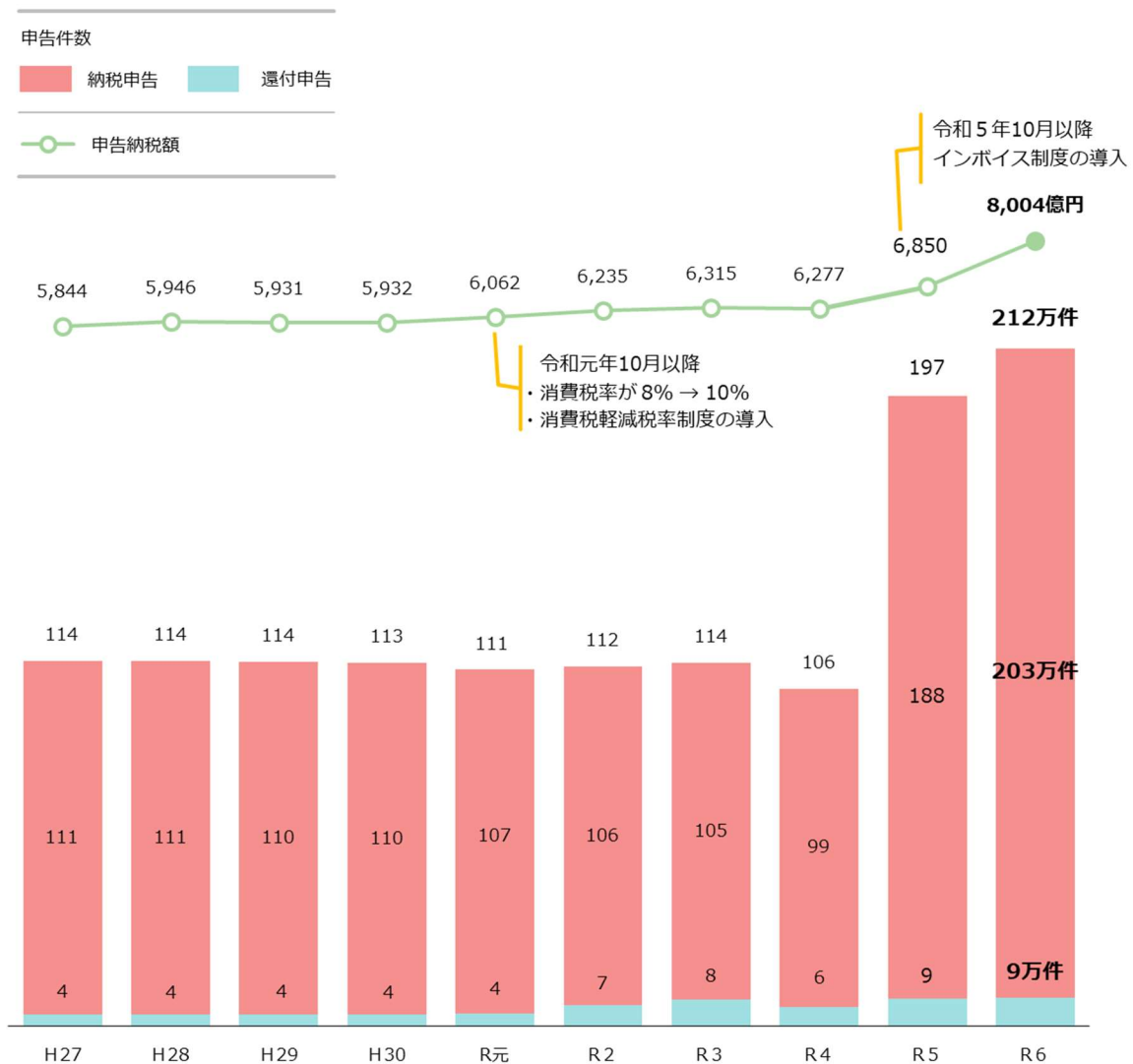
－申告件数は 212 万件と、前年より増加－

個人事業者の消費税の申告件数

令和 5 年 10 月からインボイス制度が導入され、制度導入後 2 回目となる令和 6 年分の個人事業者の消費税の確定申告においては、申告件数は 212 万件（対前年比+7.5%）と、前年分から 15 万件増加しました。

また、申告納税額についても、8,004 億円（同+16.8%）となっており、前年分から増加しました。

《消費税の申告状況の推移》



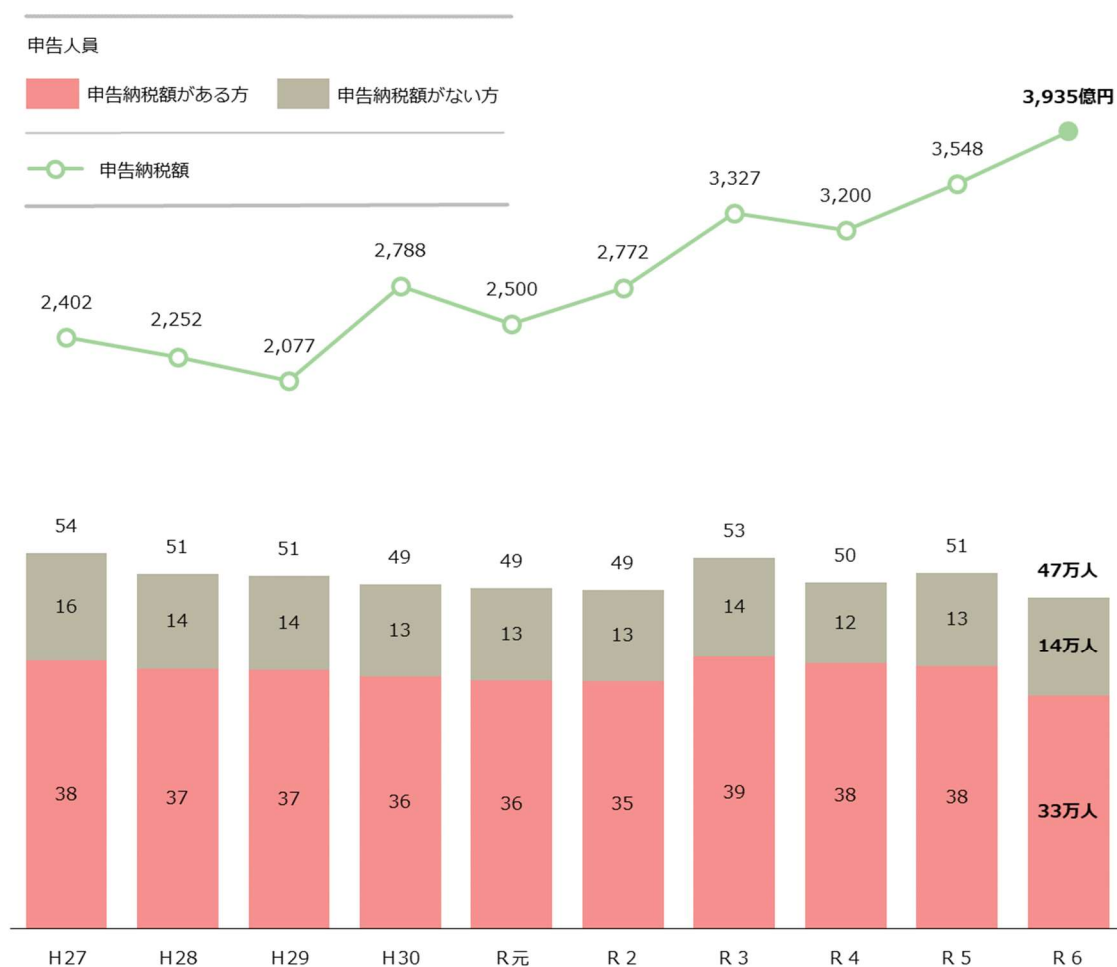
4. 贈与税の申告状況

－申告人員は 47 万人と、前年より減少－

贈与税の申告状況

贈与税の申告書の申告人員は 47 万人（対前年比▲7.0%）です。そのうち、申告納税額がある方（納税人員）は 33 万人（同▲11.4%）と、その申告納税額は 3,935 億円（同+10.9%）となっており、前年分と比較すると、申告人員及び納税人員は減少し、申告納税額は増加しました。

《贈与税の申告状況の推移》



贈与税の課税方法別の申告状況

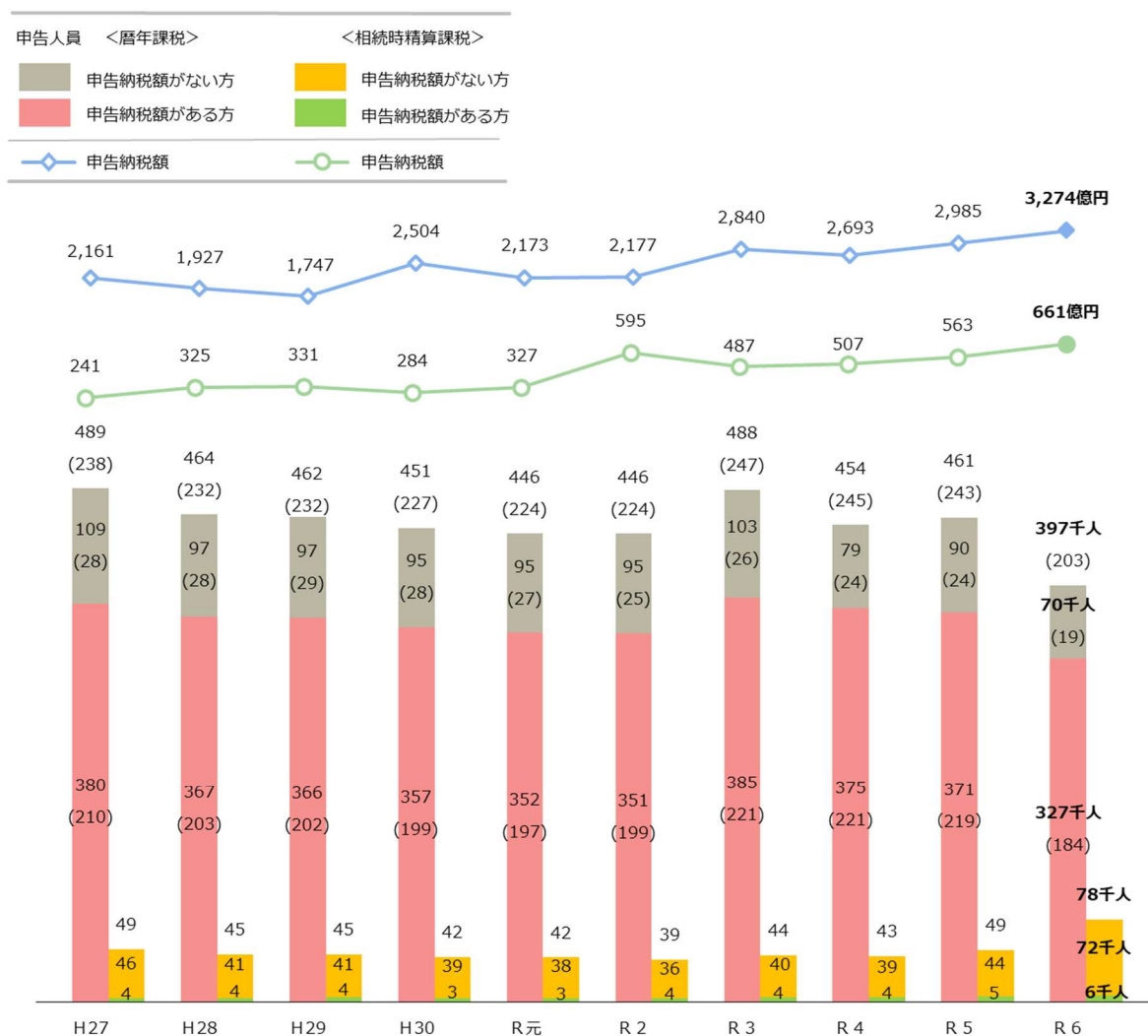
● 暦年課税

暦年課税を適用した申告人員は 40 万人（対前年比▲14.0%）と、その申告納税額は 3,274 億円（同+9.7%）となっており、前年分と比較すると、申告人員は減少し、申告納税額は増加しました。

● 相続時精算課税

相続時精算課税を適用した申告人員は 8 万人（同+59.2%）と、その申告納税額は 661 億円（同+17.5%）となっており、前年分と比較すると、いずれも増加しました。

《暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況の推移》



(注) 1 () 内の数値は、特例税率に係る贈与税の申告人員です。

2 相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

5. 参考資料1

(注) 端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(表1) 所得税等の確定申告書の申告状況の推移

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
申告納税額 がある方	(+ 4.3) 6,572	(▲ 0.1) 6,568	(▲ 0.5) 6,534	(+ 2.3) 6,687	(▲ 22.6) 5,175
還付申告	(▲ 0.1) 13,014	(+ 2.2) 13,297	(+ 0.2) 13,327	(+ 1.3) 13,507	(+ 0.2) 13,533
申告納税額 がない方	(+ 7.1) 2,907	(+ 2.8) 2,990	(+ 3.4) 3,090	(▲ 1.3) 3,049	(+ 53.5) 4,681
合 計	(+ 2.1) 22,493	(+ 1.6) 22,855	(+ 0.4) 22,951	(+ 1.3) 23,243	(+ 0.6) 23,389

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、前年からの増減率である。

(表2) 所得税等の納税人員の申告状況の推移

(単位:千人、億円)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
納税人員	(+ 4.3) 6,572	(▲ 0.1) 6,568	(▲ 0.5) 6,534	(+ 2.3) 6,687	(▲ 22.6) 5,175
所得金額	(+ 2.2) 425,497	(+ 8.7) 462,398	(+ 0.1) 463,072	(+ 7.0) 495,574	(+ 3.2) 511,604
申告納税額	(▲ 1.6) 31,653	(+ 19.8) 37,915	(▲ 2.9) 36,801	(+ 10.0) 40,499	(+ 8.6) 43,989

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、前年からの増減率である。

3 申告納税額は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

(表3-1) 所得税等の主たる所得区分別申告状況

	確定申告 人				増減率			
		申告納税額 がある方	還付申告	申告納税額 がない方		納税	還付	ゼロ
	千人	千人	千人	千人	%	%	%	%
合 計	23,389	5,175	13,533	4,681	+ 0.6	▲ 22.6	+ 0.2	+ 53.5
事業所得者	(16.2) 3,789	(22.8) 1,180	(7.1) 963	(35.1) 1,645	+ 0.4	▲ 29.1	+ 8.9	+ 34.4
その他所得者	(83.8) 19,601	(77.2) 3,995	(92.9) 12,570	(64.9) 3,036	+ 0.7	▲ 20.5	▲ 0.4	+ 66.3
不動産所得者	(6.4) 1,497	(15.6) 806	(1.3) 174	(11.0) 516	▲ 2.0	▲ 23.4	+ 31.3	+ 50.8
給与所得者	(48.9) 11,442	(46.2) 2,389	(57.0) 7,711	(28.7) 1,343	▲ 0.3	▲ 13.9	▲ 5.2	+ 135.0
雑所得者	(24.9) 5,825	(8.1) 417	(31.7) 4,292	(23.8) 1,116	+ 2.4	▲ 49.6	+ 7.5	+ 28.4
上記以外	(3.6) 837	(7.4) 382	(2.9) 394	(1.3) 61	+ 7.4	+ 3.5	+ 7.0	+ 45.1

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、令和5年分に対するものである。

(表3-2) 所得税等の主たる所得区分別所得金額等

	所得金額			申告納税額	還付税額	増減率				
	申告納税額 がある方	還付申告	所得金額			税額				
			納税			還付	納税	還付		
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
合 計	1,062,971	511,604	494,198	43,989	14,099	+ 7.0	+ 3.2	+ 4.6	+ 8.6	+ 7.1
事業所得者	(10.8) 114,995	(14.6) 74,622	(4.9) 24,288	(17.0) 7,474	(21.9) 3,093	+ 5.1	▲ 7.2	+ 12.8	▲ 3.5	+ 8.9
その他所得者	(89.2) 947,976	(85.4) 436,982	(95.1) 469,910	(83.0) 36,515	(78.1) 11,006	+ 7.2	+ 5.3	+ 4.3	+ 11.5	+ 6.6
不動産所得者	(5.8) 61,809	(10.5) 53,480	(0.7) 3,216	(14.4) 6,344	(1.0) 142	+ 0.1	▲ 7.1	+ 54.8	▲ 4.3	+ 12.8
給与所得者	(59.0) 626,981	(41.6) 212,743	(77.8) 384,453	(18.4) 8,089	(55.1) 7,774	+ 4.5	+ 2.3	+ 1.4	+ 8.9	+ 2.8
雑所得者	(8.2) 87,351	(3.3) 16,780	(13.2) 65,171	(2.8) 1,252	(13.5) 1,898	+ 6.2	▲ 25.9	+ 14.8	+ 22.3	+ 15.9
上記以外	(16.2) 171,835	(30.1) 153,979	(3.5) 17,070	(47.4) 20,830	(8.5) 1,192	+ 22.8	+ 21.3	+ 36.0	+ 17.8	+ 19.1

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、令和5年分に対するものである。

(表4-1) 土地等の譲渡所得の申告状況

	令和5年分				令和6年分				増減率			
	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり
	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
土地等	555	375	60,832	1,621	578	388	64,993	1,675	+ 4.3	+ 3.4	+ 6.8	+ 3.3

(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 総合譲渡所得に係る計数を含む。

(表4-2) 株式等の譲渡所得の申告状況

	令和5年分				令和6年分				増減率			
	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり
	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
株式等	479				415				▲ 13.3			
	1,155	648	56,641	874	1,182	735	80,854	1,099	+ 2.3	+ 13.4	+ 42.7	+ 25.9

(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方の計数である。

(表5) 個人事業者の消費税の申告状況

	令和5年分			令和6年分			増減率		
	申告件数	税 額	1件当たり	申告件数	税 額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
	千件	億円	万円	千件	億円	万円	%	%	%
納税申告	(95.6)	外1,931		(95.7)	外2,256				
	1,885	6,850	36	2,029	8,004	39	+ 7.7	+ 16.8	+ 8.5
還付申告	(4.4)	外143		(4.3)	外139				
	87	506	58	91	492	54	+ 4.1	▲ 2.8	▲ 6.6
合 計	1,972	-	-	2,120	-	-	+ 7.5	-	-

(注)1 令和5年分は翌年4月1日まで、令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 外書は、地方消費税である。
3 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

(参考) インボイス発行事業者の消費税の申告状況

(単位:千人)

	令和5年分			令和6年分		
	登録事業者数	申告人員	2割特例 適用人員	登録事業者数	申告人員	2割特例 適用人員
インボイス 発行事業者	1,976	1,744	734	2,210	1,907	811

(注)1 登録事業者数は、各年分における登録事業者数を、翌年3月末時点の登録状況に基づき集計したもの。
なお、この中には、当該年において、実際には課税対象の取引(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ)を行っていないため、消費税の申告義務がない者も含まれている。
2 申告人員は、令和5年分は翌年4月1日まで、令和6年分は翌年3月31日までに提出された申告書の計数である。

(表6) 贈与税の申告状況

	令和5年分				令和6年分				増減率			
	申告人	納税人	申告納税額	1人当たり	申告人	納税人	申告納税額	1人当たり	申告人	納税人	申告納税額	1人当たり
暦年課税	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
	461	371	2,985	80	397	327	3,274	100	▲ 14.0	▲ 11.8	+ 9.7	+ 24.4
特例税率	243	219			203	184			▲ 16.6	▲ 16.3		
一般税率	218	152			194	144			▲ 11.1	▲ 5.4		
相続時精算課税	49	5	563	1,216	78	6	661	1,146	+ 59.2	+ 24.6	+ 17.5	▲ 5.8
合計	510	376	3,548	94	474	333	3,935	118	▲ 7.0	▲ 11.4	+ 10.9	+ 25.2

- (注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。
 3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。

(表6-付) 住宅取得等資金の非課税の申告状況

令和5年分			令和6年分			増減率		
申告人	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額
千人	億円	億円	千人	億円	億円	%	%	%
62	4,786	4,482	45	3,435	3,173	▲ 27.5	▲ 28.2	▲ 29.2

- (注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7) 所得税等の確定申告書のe-Taxによる送信方式別申告状況

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
確定申告人員	22,493	22,855	22,951	23,243	23,389
e-Tax利用人員	(55.1%) 12,394	(58.3%) 13,329	(65.1%) 14,948	(69.0%) 16,046	(74.0%) 17,319
自宅等からのe-Tax	(35.1%) 7,899	(40.4%) 9,230	(46.9%) 10,757	(50.9%) 11,823	(56.8%) 13,287
納税者による送信	(14.3%) 3,207	(19.4%) 4,424	(25.8%) 5,919	(29.7%) 6,905	(35.2%) 8,242
マイナンバーカード方式での送信	(6.0%) 1,340	(10.5%) 2,392	(16.8%) 3,866	(20.9%) 4,851	(27.4%) 6,400
ID・パスワード方式での送信	(7.7%) 1,722	(8.0%) 1,828	(7.4%) 1,709	(7.3%) 1,696	(6.2%) 1,441
その他の従来の方式での送信	(0.6%) 144	(0.9%) 205	(1.5%) 345	(1.5%) 358	(1.7%) 401
税理士による代理送信	(20.9%) 4,692	(21.0%) 4,805	(21.1%) 4,838	(21.2%) 4,918	(21.6%) 5,045
確定申告会場からのe-Tax	(14.4%) 3,232	(11.8%) 2,703	(11.5%) 2,646	(11.0%) 2,556	(10.2%) 2,393
地方公共団体会場からのe-Tax(データ引継)	(5.6%) 1,263	(6.1%) 1,397	(6.7%) 1,544	(7.2%) 1,666	(7.0%) 1,639
【参考】書面申告人員	(44.9%) 10,099	(41.7%) 9,525	(34.9%) 8,003	(31.0%) 7,197	(26.0%) 6,070
確定申告会場で作成・書面で提出	(1.0%) 214	(1.8%) 407	(1.0%) 239	(0.6%) 139	(0.5%) 115

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

(参考1) スマートフォン等を利用した申告状況

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
スマートフォン等を利用した申告人員	1,693	2,557	3,976	5,028	6,048
自宅からe-Taxで提出	1,018	1,528	2,490	3,162	4,078
マイナンバーカード方式での送信	432	851	1,792	2,447	3,524
ID・パスワード方式での送信	586	677	698	715	554

(注) 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(参考2) マイナポータル連携を利用した人員

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
利用人員	3	339	1,317	1,909	3,100

(注) 令和2年分及び令和3年分は翌年4月15日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(参考3) 令和6年分所得税等の確定申告における年代別のe-Tax利用状況

(単位:千人)

年代	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
利用人員	(81.1%) 1,051	(83.7%) 2,120	(81.1%) 2,854	(76.9%) 3,294	(73.0%) 3,597	(66.1%) 3,062	(61.0%) 1,341

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧は、年代別の確定申告人員に対するe-Taxの利用割合である。
3 年代別の利用人員及び利用割合は、一部概算により算定している。

(参考4) 自宅等からのICTを利用した所得税等の確定申告書の申告状況

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
自宅等からのICT利用	(55.8%) 12,554	(59.4%) 13,583	(62.2%) 14,267	(64.7%) 15,036	(68.1%) 15,921
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	4,760	4,980	5,148	5,363	5,587
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	3,139	4,250	5,609	6,460	7,700
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	4,655	4,354	3,510	3,213	2,633

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

(表8) 贈与税の申告書のe-Taxによる申告状況

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
申告人員	485	532	497	510	474
e-Tax利用人員	(55.5%) 269	(57.9%) 308	(62.4%) 310	(65.4%) 334	(73.4%) 348
自宅等からのe-Tax	(45.0%) 218	(48.0%) 255	(52.4%) 261	(55.0%) 280	(65.5%) 311
確定申告会場からのe-Tax	(10.5%) 51	(9.9%) 53	(10.0%) 49	(10.4%) 53	(7.9%) 37
【参考】書面申告人員	(44.5%) 216	(42.1%) 224	(37.6%) 187	(34.6%) 176	(26.6%) 126
確定申告会場で作成・書面で提出	(1.1%) 5	(1.4%) 8	(1.1%) 6	(0.9%) 5	(0.5%) 3

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(参考) 自宅等からのICTを利用した贈与税の申告書の申告状況

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
自宅等からのICT利用	(70.2%) 341	(71.9%) 382	(72.8%) 362	(74.4%) 380	(80.7%) 383
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	189	205	198	200	200
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	29	50	62	80	111
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	122	127	101	99	72

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(表9) 閉庁日における申告相談等の状況(所得税等)

	令和2年分		令和3年分		令和4年分		令和5年分		令和6年分	
	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数
1回目	千件 (51.7%) 50	千件 69	千件 (49.2%) 56	千件 76	千件 (48.4%) 54	千件 69	千件 (100.0%) 68	千件 89	千件 (100.0%) 61	千件 71
2回目	(48.3%) 46	63	(50.8%) 58	76	(51.6%) 57	76				
合 計	96	133	113	152	111	146	68	89	61	71

(注) 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表10) 暗号資産取引に係る収入がある方の「その他の雑所得」の状況

(単位:千人、億円)

	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
申告人員	82	35	42	76
「その他の雑所得」の金額	3,348	526	514	1,571

(注)1 令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 「その他の雑所得」とは、雑所得のうち「公的年金等の雑所得」、「業務に係る雑所得」以外をいう。

3 上記は、「その他の雑所得」がある方のうち、暗号資産取引に係る収入がある方の計数である。このため、「その他の雑所得」の金額には、暗号資産取引に係る収入以外の収入(個人年金保険等)に係る所得を含む。

(表11) 寄附金控除等の適用状況

(単位:千人、億円)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
寄附金控除 (所得控除)	5,397 3,459	6,632 4,156	7,328 4,696	8,291 5,123	10,125 5,496
寄附金控除 (税額控除)	111 613	114 622	121 671	125 665	130 690
合計	3,825	4,515	5,057	5,472	5,836

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 各欄の上段は、控除額の合計である。

3 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

(表12) 雑損控除等の適用状況

(単位:千人、億円)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
雑損控除 (所得控除)	473 22	252 17	256 17	274 16	535 23
災害減免額 (税額控除)	3 7	5 7	4 7	3 7	5 8

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 各欄の上段は、控除額の合計である。

(表13) 医療費控除の適用状況

(単位:千人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
医療費控除	7,245	7,429	7,569	7,851	7,969
セルフメディケーション 税制による特例	25	28	43	49	53

(注) 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

6. 参考資料2

(1) 確定申告人員の推移（翌年3月末日までに提出されたもの）

年 分	申告納税額がある方				還付申告				左記以外				合計		
	人	%	前年比	順位	人	%	前年比	順位	人	%	前年比	順位	人	%	順位
昭40	2,811,291	75.4		60	915,993	24.6		59					3,727,284		60
41	3,118,548	77.6	110.9	59	899,167	22.4	98.2	60					4,017,715	107.8	59
42	3,535,009	78.2	113.4	58	987,993	21.8	109.9	58					4,523,002	112.6	58
43	3,825,701	77.5	108.2	57	1,110,209	22.5	112.4	57					4,935,910	109.1	57
44	4,116,384	77.0	107.6	56	1,229,536	23.0	110.7	56					5,345,920	108.3	56
45	4,370,971	75.2	106.2	54	1,441,000	24.8	117.2	55					5,811,971	108.7	55
46	4,367,709	71.8	99.9	55	1,712,199	28.2	118.8	54					6,079,908	104.6	54
47	4,825,487	71.2	110.5	52	1,952,140	28.8	114.0	53					6,777,627	111.5	53
48	5,601,570	71.1	116.1	46	2,271,418	28.9	116.4	52					7,872,988	116.2	50
49	4,937,152	66.0	88.1	50	2,542,965	34.0	112.0	51					7,480,117	95.0	51
50	4,615,457	63.0	93.5	53	2,711,801	37.0	106.6	50					7,327,258	98.0	52
51	4,921,169	62.1	106.6	51	3,007,882	37.9	110.9	49					7,929,051	108.2	49
52	5,031,768	58.7	102.2	49	3,544,853	41.3	117.9	48					8,576,621	108.2	48
53	5,367,908	48.8	106.7	47	4,050,351	36.8	114.3	47	1,580,050	14.4		47	10,998,309	128.2	47
54	5,715,926	49.0	106.5	45	4,378,712	37.5	108.1	46	1,580,814	13.5	100.0	46	11,675,452	106.2	46
55	5,942,099	47.8	104.0	44	4,857,406	39.1	110.9	45	1,620,774	13.0	102.5	45	12,420,279	106.4	45
56	6,170,506	47.2	103.8	40	5,170,051	39.5	106.4	44	1,739,185	13.3	107.3	43	13,079,742	105.3	44
57	6,579,497	47.6	106.6	29	5,515,866	39.9	106.7	43	1,733,639	12.5	99.7	44	13,829,002	105.7	43
58	6,998,199	48.1	106.4	25	5,733,535	39.4	103.9	41	1,811,115	12.5	104.5	42	14,542,849	105.2	42
59	7,129,463	48.0	101.9	22	5,706,733	38.5	99.5	42	2,004,045	13.5	110.7	41	14,840,241	102.0	41
60	7,372,229	47.9	103.4	19	5,992,239	38.9	105.0	40	2,036,293	13.2	101.6	40	15,400,761	103.8	40
61	7,695,293	47.2	104.4	15	6,544,039	40.1	109.2	39	2,061,219	12.6	101.2	39	16,300,551	105.8	39
62	7,707,308	45.8	100.2	14	6,992,857	41.5	106.9	35	2,142,964	12.7	104.0	37	16,843,129	103.3	38
63	7,797,019	46.1	101.2	12	6,963,239	41.2	99.6	36	2,155,166	12.7	100.6	36	16,915,424	100.4	37
平元	7,965,871	46.9	102.2	11	6,592,760	38.8	94.7	38	2,415,563	14.2	112.1	31	16,974,194	100.3	36
2	8,547,375	49.4	107.3	3	6,633,312	38.3	100.6	37	2,126,919	12.3	88.1	38	17,307,606	102.0	35
3	8,562,552	48.3	100.2	2	6,993,711	39.5	105.4	34	2,155,885	12.2	101.4	35	17,712,148	102.3	34
4	8,577,661	47.4	100.2	1	7,346,165	40.6	105.0	33	2,186,118	12.1	101.4	34	18,109,944	102.2	33
5	8,428,477	45.3	98.3	4	7,811,033	41.9	106.3	32	2,381,673	12.8	108.9	32	18,621,183	102.8	32
6	8,223,171	42.7	97.6	9	8,673,363	45.0	111.0	29	2,377,276	12.3	99.8	33	19,273,810	103.5	30
7	8,020,634	41.6	97.5	10	8,636,708	44.8	99.6	30	2,605,485	13.5	109.6	29	19,262,827	99.9	31
8	8,239,858	41.9	102.7	7	8,824,863	44.9	102.2	28	2,590,166	13.2	99.4	30	19,654,887	102.0	28
9	8,271,709	41.3	100.4	6	9,085,339	45.4	103.0	27	2,666,438	13.3	102.9	28	20,023,486	101.9	27
10	6,224,254	32.0	75.2	38	8,619,471	44.3	94.9	31	4,619,371	23.7	173.2	2	19,463,096	97.2	29
11	7,400,607	36.5	118.9	18	9,811,942	48.4	113.8	26	3,067,467	15.1	66.4	13	20,280,016	104.2	26
12	7,273,506	35.7	98.3	20	10,000,140	49.1	101.9	25	3,111,320	15.3	101.4	11	20,384,966	100.5	25
13	7,076,549	34.3	97.3	23	10,393,299	50.3	103.9	24	3,190,273	15.4	102.5	9	20,660,121	101.3	24
14	6,868,284	32.9	97.1	27	10,630,485	50.9	102.3	23	3,374,478	16.2	105.8	7	20,873,247	101.0	23
15	6,933,359	32.4	100.9	26	10,937,449	51.1	102.9	21	3,519,512	16.5	104.3	3	21,390,320	102.5	22
16	7,440,793	34.3	107.3	17	10,816,505	49.9	98.9	22	3,409,961	15.7	96.9	6	21,667,259	101.3	17
17	8,294,146	35.8	111.5	5	11,963,058	51.6	110.6	20	2,924,265	12.6	85.8	18	23,181,469	107.0	7
18	8,232,918	35.0	99.3	8	12,252,585	52.2	102.4	19	3,008,577	12.8	102.9	15	23,494,080	101.3	4
19	7,768,684	32.9	94.4	13	12,692,009	53.7	103.6	12	3,155,544	13.4	104.9	10	23,616,237	100.5	3
20	7,522,978	31.8	96.8	16	12,835,522	54.2	101.1	9	3,334,019	14.1	105.7	8	23,692,519	100.3	1
21	7,176,061	30.3	95.4	21	12,993,086	54.9	101.2	8	3,504,754	14.8	105.1	4	23,673,901	99.9	2
22	7,021,145	30.3	97.8	24	12,672,643	54.7	97.5	13	3,456,211	14.9	98.6	5	23,149,999	97.8	8
23	6,071,242	27.8	86.5	43	12,791,783	58.5	100.9	11	2,990,469	13.7	86.5	16	21,853,494	94.4	15
24	6,087,509	28.3	100.3	42	12,573,148	58.4	98.3	15	2,864,016	13.3	95.8	20	21,524,673	98.5	18
25	6,217,967	29.0	102.1	39	12,402,995	57.9	98.6	18	2,813,088	13.1	98.2	21	21,434,050	99.6	20
26	6,119,835	28.6	98.4	41	12,487,483	58.4	100.7	16	2,783,977	13.0	99.0	22	21,391,295	99.8	21
27	6,323,708	29.4	103.3	36	12,465,031	57.9	99.8	17	2,725,868	12.7	97.9	26	21,514,607	100.6	19
28	6,370,484	29.4	100.7	35	12,579,537	58.0	100.9	14	2,740,272	12.6	100.5	24	21,690,293	100.8	16
29	6,407,972	29.2	100.6	33	12,829,724	58.4	102.0	10	2,739,598	12.5	100.0	25	21,977,294	101.3	14
30	6,384,019	28.7	99.6	34	13,056,483	58.8	101.8	5	2,777,612	12.5	101.4	23	22,218,114	101.1	12
令元	6,300,311	28.6	98.7	37	13,025,105	59.1	99.8	6	2,715,772	12.3	97.8	27	22,041,188	99.2	13
2	6,571,658	29.2	104.3	30	13,013,914	57.9	99.9	7	2,907,474	12.9	107.1	19	22,493,046	102.1	11
3	6,568,356	28.7	99.9	31	13,296,929	58.2	102.2	4	2,989,651	13.1	102.8	17	22,854,936	101.6	10
4	6,533,889	28.5	99.5	32	13,326,901	58.1	100.2	3	3,090,089	13.5	103.4	12	22,950,879	100.4	9
5	6,687,088	28.8	102.3	28	13,506,760	58.1	101.3	2	3,049,159	13.1	98.7	14	23,243,007	101.3	6
6	5,174,828	22.1	77.4	48位/60	13,533,113	57.9	100.2	1位/60	4,681,304	20.0	153.5	1位/60	23,389,245	100.6	5位/60

(注) 1 「左記以外」の昭和52年分以前は計数なし。

2 昭和45年分以降は沖縄分を含む。

3 平成6年分は、阪神・淡路大震災による指定地域を所轄する13署は平成7年5月31日現在の計数である。

4 令和元～3年分は、翌年4月末日までに提出されたもの。

(2) 所得税の納税人員の申告状況の推移（翌年３月末日までに提出されたもの）

年分	人 員			所 得			税 額		
	千人	前年比 %	順位	億円	前年比 %	順位	億円	前年比 %	順位
昭40	2,811		60	27,348		60	2,215		60
41	3,119	110.9	59	31,616	115.6	59	2,567	115.9	59
42	3,535	113.4	58	38,531	121.9	58	3,266	127.3	58
43	3,826	108.2	57	46,140	119.7	57	4,087	125.1	57
44	4,116	107.6	56	62,701	135.9	56	5,272	129.0	56
45	4,371	106.2	54	78,473	125.2	55	6,362	120.7	55
46	4,368	99.9	55	99,075	126.3	54	7,914	124.4	54
47	4,825	110.5	52	114,688	115.8	53	10,972	138.6	53
48	5,602	116.1	46	169,711	148.0	48	17,831	162.5	47
49	4,937	88.1	50	128,529	75.7	52	11,479	64.4	52
50	4,615	93.5	53	142,963	111.2	51	14,084	122.7	50
51	4,921	106.6	51	143,379	100.3	50	13,020	92.4	51
52	5,032	102.2	49	160,409	111.9	49	14,913	114.5	49
53	5,368	106.7	47	179,104	111.7	47	17,328	116.2	48
54	5,716	106.5	45	206,249	115.2	46	21,919	126.5	46
55	5,942	104.0	44	226,518	109.8	45	23,635	107.8	42
56	6,171	103.8	40	239,043	105.5	44	24,091	101.9	37
57	6,579	106.6	29	258,157	108.0	43	25,488	105.8	36
58	6,998	106.4	25	275,354	106.7	42	26,782	105.1	30
59	7,129	101.9	22	287,123	104.3	41	27,405	102.3	27
60	7,372	103.4	19	304,405	106.0	40	28,811	105.1	26
61	7,695	104.4	15	333,026	109.4	39	33,670	116.9	16
62	7,707	100.2	14	377,509	113.4	33	41,827	124.2	7
63	7,797	101.2	12	408,878	108.3	23	43,248	103.4	5
平元	7,966	102.2	11	489,934	119.8	5	53,637	124.0	3
2	8,547	107.3	3	575,500	117.5	2	66,023	123.1	1
3	8,563	100.2	2	591,144	102.7	1	65,752	99.6	2
4	8,578	100.2	1	477,187	80.7	8	40,893	62.2	8
5	8,428	98.3	4	479,193	100.4	7	42,594	104.2	6
6	8,223	97.6	9	448,491	93.6	13	34,306	80.5	15
7	8,021	97.5	10	456,234	101.7	12	34,647	101.0	14
8	8,240	102.7	7	483,206	105.9	6	36,302	104.8	12
9	8,272	100.4	6	469,917	97.2	9	35,013	96.4	13
10	6,224	75.2	38	406,411	86.5	24	29,430	84.1	24
11	7,401	118.9	18	411,072	101.1	22	26,110	88.7	34
12	7,274	98.3	20	412,189	100.3	21	26,753	102.5	31
13	7,077	97.3	23	399,584	96.9	27	25,697	96.1	35
14	6,868	97.1	27	380,665	95.3	32	23,891	93.0	40
15	6,933	100.9	26	383,221	100.7	31	23,709	99.2	41
16	7,441	107.3	17	401,855	104.9	25	24,058	101.5	38
17	8,294	111.5	5	437,149	108.8	15	26,734	111.1	32
18	8,233	99.3	8	443,205	101.4	14	28,971	108.4	25
19	7,769	94.4	13	432,622	97.6	16	29,987	103.5	22
20	7,523	96.8	16	395,940	91.5	28	26,495	88.4	33
21	7,176	95.4	21	353,865	89.4	35	22,725	85.8	44
22	7,021	97.8	24	346,958	98.0	36	22,431	98.7	45
23	6,071	86.5	43	336,790	97.1	38	23,093	102.9	43
24	6,088	100.3	42	346,304	102.8	37	24,019	104.0	39
25	6,218	102.1	39	384,838	111.1	30	27,093	112.8	28
26	6,120	98.4	41	371,054	96.4	34	27,087	100.0	29
27	6,324	103.3	36	393,729	106.1	29	29,701	109.6	23
28	6,370	100.7	35	400,572	101.7	26	30,621	103.1	21
29	6,408	100.6	33	414,298	103.4	20	32,037	104.6	19
30	6,384	99.6	34	421,274	101.7	18	32,826	102.5	17
令元	6,300	98.7	37	416,140	98.8	19	32,176	98.0	18
2	6,572	104.3	30	425,497	102.2	17	31,653	98.4	20
3	6,568	99.9	31	462,398	108.7	11	37,915	119.8	10
4	6,534	99.5	32	463,072	100.1	10	36,801	97.1	11
5	6,687	102.3	28	495,574	107.0	4	40,499	110.0	9
6	5,175	77.4	48位/60	511,604	103.2	3位/60	43,989	108.6	4位/60

(注) 1 昭和45年分以降は沖縄分を含む。

2 平成6年分は、阪神・淡路大震災による指定地域を所轄する13署は平成7年5月31日現在の計数である。

3 平成25年分以降の税額には、復興特別所得税額を含む。

4 令和元～3年分は、翌年4月末日までに提出されたもの。